

企業結合専門委員会における検討状況について

企業結合に関する会計基準等の見直しについては、ステップ1（いわゆるEU同等性評価対応を対象とするもの）とステップ2（それ以外の差異解消を対象とするもの）に区分してプロジェクトを進めることとしている。

ステップ1：2008年12月に企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」等を公表し完了した。

ステップ2：2009年7月頃に「論点整理」を公表する予定で検討している<sup>1</sup>。

ステップ2における「論点整理」には、次のような論点を検討している。

論点	備考	
【論点1】 連結財務諸表における少数株主持分の取扱い	今回検討	
【論点2】 取得原価の算定	↓	
2-1 考え方		
2-2 条件付取得対価		
2-3 取得に要した支出額	↓	
【論点3】 取得原価の配分		次回検討
3-1 認識原則（譲渡取引と別の取引との区別など）		
3-2 測定原則（測定期間など）		
3-3 売却目的で保有する資産		
3-4 株式報酬		
3-5 偶発負債、企業結合に係る特定勘定		
3-6 少数株主持分（全部のれんの可否）		
3-7 繰延税金資産・負債		
【論点4】 のれんの会計処理	↓	
4-1 のれんの償却		
追加検討①のれんの減損処理の取扱い		
追加検討②無形資産への配分		
4-2 のれんの税効果		
【論点5】 子会社の支配喪失		

<sup>1</sup> 同時、財務諸表の表示に関する「論点整理」の公表が見込まれている。

<b>【論点1】連結財務諸表における少数株主持分の取扱い</b>
----------------------------------

**検討事項**

連結財務諸表における少数株主持分について、我が国における現行の会計基準では、親会社の観点からの取扱いがなされている。これに対し、国際的な会計基準では、経済的単一体の観点からの取扱いが示唆されているため、いくつか異なった取扱いとなっている。

**現行の会計基準における取扱い**

連結会計基準第51項では、親会社説又は経済的単一体説の考え方においても、単一の指揮下にある企業集団全体の資産・負債と収益・費用を連結財務諸表に表示するという点では変わりはないが、資本に関して、次の相違を示している。

- (1) 親会社説は、連結財務諸表を親会社の財務諸表の延長線上に位置づけて、親会社の株主の持分のみを反映させる考え方である。
- (2) 経済的単一体説は、連結財務諸表を親会社とは区別される企業集団全体の財務諸表と位置づけて、企業集団を構成するすべての連結会社の株主の持分を反映させる考え方である。

平成9年連結原則では、次の理由により、従来どおり親会社説の考え方によることとしていた。

- (1) 連結財務諸表が提供する情報は、主として親会社の投資者を対象とするものであると考えられる。
- (2) 親会社説による処理方法が企業集団の経営を巡る現実感覚をより適切に反映すると考えられる。

連結会計基準では、部分時価評価法を削除したものの、基本的には親会社説による考え方を踏襲した取扱いを定めている。

**国際的な会計基準における取扱い**

## 1. 国際財務報告基準及び米国会計基準

国際財務報告基準（IFRS）第3号「企業結合」及び国際会計基準（IAS）第27号「連結及び個別財務諸表」において、経済的単一体説が採用されていることは明言されていない（米国会計基準も同様）。2008年のIAS第27号の改訂において、支配獲得後、支配を喪失する結果とならない親会社持分の変動を資本取引とする会計処理は、非支配持分<sup>2</sup>が資本の部の独立した構成要素であることと整合的であることから到達した結論であるとされている（IAS第27号BC42項）。また、非支配持分との取引を資本取引として認識することは、

<sup>2</sup> IFRS第3号及びSFAS第141号(R)では、我が国の「少数株主持分」に相当するものを「非支配持分」と呼んでいる。

所有者アプローチ (proprietary approach) ではなく、企業主体アプローチ (entity approach) が採用されたのではないかという指摘に対し、包括的に検討されていないとしている (IAS 第 27 号 BC43 項)。

## 2. その他（概念フレームワーク）

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、財務報告の目的及び財務報告情報の質的特性に関する概念フレームワーク・プロジェクトのフェーズ A において、一般目的の財務報告には企業主体観 (entity perspective) が反映されなければならないとされている (ED「財務報告の目的及び財務報告情報の質的特性」BC1.14 及び 1.15 項)。

なお、親会社アプローチ (parent company approach) は、既存の連結実務の説明と成文化の手段として会計実務から進化したものであり、所有主観 (proprietary perspective) と企業主体観 (entity perspective) の中間に位置するとされている。例えば、所有主観に基づく、親会社が子会社持分の 100% を所有していない場合は比例連結法が適用される一方、企業主体観に基づくと全部連結法が適用される。伝統的に、親会社アプローチの下で、全部連結法と比例連結法が組み合わされており、連結財務諸表には、のれんを除く被投資企業の資産の全部とのれんに対する投資企業の比例持分のみが計上される (DP「報告企業」第 110 項)。同様に、親会社アプローチの下での非支配持分の会計処理は、所有主観と企業主体観による処理の中間に位置するため、非支配持分は財務諸表に計上されるが、支配持分と区別される。例えば、非支配持分は伝統的に持分以外の負債として、あるいは負債と持分の中間に位置するものとして表示される (DP「報告企業」第 111 項)。

また、企業主体観に基づく財務報告の目的が特定資本提供者グループだけではなく、全ての資本提供者に有用な情報を提供することであるため、親会社アプローチよりも対象範囲が広がるが、企業主体観を採用しても、親会社株主の情報ニーズが企業主体観の下で無視されるわけではないとされている。例えば、企業結合に関する基準書において、非支配持分の金額を区別し、非支配持分に帰属する損益額の開示を求めているなど、非支配持分に関連した開示要件が規定されている (DP「報告企業」第 118 項)。

### 連結財務諸表における少数株主持分の取扱いに関連する主な会計処理の相違

	現行の会計基準における取扱い	国際的な会計基準における取扱い
1. 財務諸表の表示		
(1) B/S の表示	純資産の部で、株主資本と区別して「少数株主持分」を掲記 (連結会計基準第 32 項)	資本の部で、支配持分と区別して「非支配持分」を掲記 (IAS 第 1 号第 54 項 (q))
(2) P/L の表示	純損益計算の区分において、「少数株主損益調整前当期純利益」とこれに	「非支配持分に係る損益」を含めて「当期純利益」を表示し、それ

## 審議事項（5）

	現行の会計基準における取扱い	国際的な会計基準における取扱い
	少数株主損益を加減した「当期純利益」とを表示（連結会計基準第 39 項）	を「支配持分に係る当期純利益」と「非支配持分に係る当期純利益」とに区別して開示（IAS 第 1 号第 83 項(a)）
2. 支配が継続している場合の子会社に対する親会社持分の変動		
(1) 子会社株式の追加取得	追加取得した株式に対応する持分を少数株主持分から減額し、追加取得により増加した親会社の持分（追加取得持分）を追加投資額と相殺消去する。追加取得持分と追加投資額との間に生じた差額は、のれん（又は負ののれん）として処理する（連結会計基準第 28 項）。	資本取引（所有者の立場としての所有者との取引）として会計処理される。非支配持分の修正金額と支払対価又は受取対価の公正価値との差額は、資本の部で直接認識され、親会社の所有者に帰属される。（IAS 第 27 号第 30 項及び 31 項）
(2) 子会社株式の一部売却	売却した株式に対応する持分を親会社の持分から減額し、少数株主持分を増額する。売却による親会社の持分の減少額（売却持分）と投資の減少額との間に生じた差額は、子会社株式の売却損益の修正として処理する。また、売却に伴うのれんの償却額についても同様に処理する（連結会計基準第 29 項）。	同上
(3) 子会社の時価発行増資等に伴う親会社の持分の増減	親会社の払込額と親会社の持分の増減額との間に差額が生じた場合には、当該差額を損益として処理する <sup>3</sup> （連結会計基準第 30 項）。 ①親会社の持分が増加した場合追加取得に準じる。 （資本連結実務指針第 48 項） ②親会社の持分が減少した場合一部売却に準じる。 （資本連結実務指針第 49 項）	同上
3. 共通支配下の取引等		

<sup>3</sup> ただし、利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがあると認められる場合には、利益剰余金に直接加減することができる。

## 審議事項（5）

	現行の会計基準における取扱い	国際的な会計基準における取扱い
(1) 共通支配下の取引	個別財務諸表上、基本的には、企業結合の前後で移転する純資産等の帳簿価額が相違することにならないよう、企業集団内における移転先の企業は移転元の適正な帳簿価額により計上する <sup>4</sup> （企業結合会計基準第 119 項）。	IFRS では、特段の定めはない。 米国会計基準では、共通支配下にある企業間の資産の移転又は株式の交換を会計処理する場合、純資産又は株式持分を受け取る企業は、移転する企業の移転日における帳簿価額で移転資産及び負債を当初認識する（SFAS 第 141 号(R)「企業結合」D9 項）。
(2) 少数株主との取引	少数株主との取引は、企業集団内の取引ではなく、親会社の立場からは外部取引と考えられる。したがって、親会社が子会社株式を少数株主から追加取得したときは、 ① 個別財務諸表上、子会社株式の取得原価は、当該株式の時価又は支出した対価となる財の時価で測定される <sup>5</sup> 。 ② 連結財務諸表上は、その金額と減少する少数株主持分の金額との差額をのれんとして処理する（企業結合会計基準第 120 項）。	非支配持分株主との取引については、支配獲得後、支配を喪失する結果とならない、子会社に対する親会社持分の変動は資本取引（所有者の立場としての所有者との取引）として会計処理される（IAS 第 27 号第 30 項）ことから、資本取引となると考えられる。
3. 損失の配分	子会社の欠損のうち、当該子会社に係る少数株主持分に割り当てられる額が当該少数株主の負担すべき額を超える場合には、当該超過額は、親会社の持分に負担させる。（連結会計基準第 27 項）	純損益及びその他の包括利益は、親会社の所有者及び非支配持分に帰属する。非支配持分がマイナス残高となる場合も同様である。（IAS 第 27 号第 28 項）

<sup>4</sup> ただし、親会社と子会社が企業結合する場合において、連結財務諸表の作成にあたり、子会社の純資産等の帳簿価額を修正しているときは、親会社が作成する個別財務諸表においては、連結財務諸表上の金額である修正後の帳簿価額により計上しなければならない。

<sup>5</sup> 個別財務諸表上、少数株主との取引に準じた取引により、時価を基礎として算定された取得原価と移転元の適正な帳簿価額との差額についても、のれんとして処理する（企業結合適用指針第 448 項(2)）。

### 今後の方向性

- ・国際的な会計基準においては、資本に少数株主持分が含まれ、少数株主との取引については資本取引とされる。これは、資産から負債を控除したものを資本とするため、親会社が発行する普通株式や優先株式と同様に、子会社の資本に対する残余請求権を表す少数株主持分についても、負債ではないため資本として整理されることによる<sup>6</sup>。
- ・しかしながら、親会社の株主は、親会社及び子会社の純資産に対する請求権を有しているが、少数株主は、親会社ではなく、子会社の純資産に対する請求権を有しているに過ぎない。親会社の株主と少数株主とはリスク及びリターンは大きく異なることから、親会社株主持分と少数株主持分は同等ではない。子会社に欠損が生じた場合についても、通常、少数株主が親会社と同じ負担をしないと考えられる。また、資本市場で実際に取引されているのは、企業集団の株式ではなく、親会社の株式であることから、少数株主に帰属する分を除く成果とそれを生み出す元手に関する情報がその投資意思決定に有用となることは明らかである。
- ・したがって、国際的な会計基準においても、当期純利益のうち親会社に帰属する額や、支配が継続している場合の子会社に対する親会社持分の変動額を開示しており、さらに、その親会社に帰属する部分に基づいて 1 株当たり当期純利益を算定していることを踏まえると、現行の会計基準に基づく利益及び資本を示すことこそ有用であり、財務報告の目的に役立つと考えられる。
- ・国際的な会計基準との異同については、まず、①現行の会計基準では既に、少数株主持分が負債ではなく純資産としていること、②純資産でも利益でも親会社に帰属する額と少数株主に帰属する額を分けて示していることから、情報開示の点で差異はないと言えるのではないかと。
- ・次に、支配が継続している場合の子会社に対する親会社持分の変動における差額を資本取引とするかどうかは、資本の範囲に依存するため、資本の範囲を「株主資本」としている以上、その差額を損益に計上せざるを得ないが、損益として計上したとしても段階的に利益を示す工夫により、対応できる<sup>7</sup>ものと考えられるがどうか。（参考を参照）
- ・なお、国際的な会計基準のように支配が継続している場合の子会社に対する親会社持分の変動における差額を資本取引とした場合について、共通支配下の取引の考え方から（例えば、親会社が子会社を吸収合併する場合における少数株主持分相当額の会計処理）、個別財務諸表

<sup>6</sup> FASB は平成 19 年（2007 年）11 月、IASB は平成 20 年（2008 年）2 月にディスカッション・ペーパー「資本の特徴を有する金融商品」を公表しており、負債と資本の区分について検討を始めている。

<sup>7</sup> 連結会計基準でも、子会社の時価発行増資等による持分変動は、企業集団の業績とは無関係であるという意見があることに鑑み、発生頻度、金額の異常性等を勘案して、利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがあると認められる場合には、利益剰余金に直接加減することができるとしている（連結会計基準第 30 項及び第 67 項参照）。損益として計上しつつも段階的に利益を示す工夫によれば、このような意見にも対応できると考えられる。

## 審議事項（５）

の作成にあたっては資本取引となるとすれば、影響は極めて大きいものとなる。このため、今後も損益取引とすれば、現行と大きく乖離しないという利点もある。

	現行の会計基準における取扱い	今後の方向性
1. 財務諸表の表示		
(1) B/S の表示	純資産の部で、株主資本と区別して「少数株主持分」を掲記	現行と同じ
(2) P/L の表示	純損益計算の区分において、「少数株主損益調整前当期純利益」とこれに少数株主損益を加減した「当期純利益」とを表示	現行と同じ
2. 支配が継続している場合の子会社に対する親会社持分の変動		
(1) 子会社株式の追加取得	追加取得持分と追加投資額との間に生じた差額は、のれん（又は負ののれん）として処理する。	左記の差額については、「持分変動差額」（仮称）を新設し、当期純利益の直前に開示する。（参考を参照）
(2) 子会社株式の一部売却	売却による親会社の持分の減少額（売却持分）と投資の減少額との間に生じた差額は、子会社株式の売却損益の修正として処理する。また、売却に伴うのれんの償却額についても同様に処理する。	同上
(3) 子会社の時価発行増資等に伴う親会社の持分の増減	親会社の払込額と親会社の持分の増減額との間に差額が生じた場合には、当該差額を損益として処理する。	同上
3. 共通支配下の取引等		
(1) 共通支配下の取引	企業集団内における移転先の企業は移転元の適正な帳簿価額により計上する。	現行と同じ
(2) 少数株主との取引	個別財務諸表上、共通支配下の取引における差額 <sup>8</sup> については、のれんとする。連結財務諸表上、取得原価と少数株主持分の減少額との差額はのれんとする。	上記 2. (1) に準じる。「持分変動差額」（参考を参照）
4. 損失の配分	子会社の欠損のうち、当該子会社に係る少数株主持分に割り当てられる額が当該少数株主の負担すべき額を超える場合には、当該超過額は、親会社の持分に負担させる。	現行と同じ

<sup>8</sup> 例えば、親会社が子会社を吸収合併する場合において、時価を基礎として算定された取得原価と移転元の適正な帳簿価額との差額が該当する。

（参考）「支配が継続している場合における持分変動差額」に関する対応案

少数株主利益と当期純利益の間に、「持分変動差額」（仮称）を設ける。この結果、日本基準では損益となり、国際的な基準では資本となるが、既に「少数株主損益調整前当期純利益」で国際的な基準と一致しており、さらに国際的な基準と同様に区分表示することから情報開示の面でも差はない。

<連結P/Lの比較イメージ>

	IFRS/US GAAP（一部修正）		日本基準案
Revenue	10,000	売上高	10,000
Expenses	8,000	営業費用	8,000
Gross profit	2,000	営業利益	2,000
Other	200	その他	200
<b>Profit before tax</b>	<b>2,200</b>	<b>税金等調整前当期純利益</b>	<b>2,200</b>
Income tax expense	(900)	法人税等	(900)
<b>PROFIT FOR THE YEAR</b>	<b>1,300</b>	<b>少数株主損益調整前当期純利益</b>	<b>1,300</b>
Profit attributable to:		少数株主利益	(300)
Owners of the parent	1,000	<b>持分変動差額<sup>9</sup></b>	<b>XX</b>
Minority interest	300	当期純利益	<b>1,000</b> + XX
	<b>1,300</b>		
<b>PROFIT FOR THE YEAR</b>	1,300	当期純利益	1,000 + XX
<b>Other comprehensive income for the year, net of tax</b>	700	<b>当期評価・換算差額等増減<sup>10</sup></b>	600
<b>TOTAL COMPREHENSIVE INCOME FOR THE YEAR</b>	<b>2,000</b>	<b>包括利益</b>	<b>1,600</b> + XX
Total comprehensive income attributable to:		少数株主に関する当期評価・換算差額等増減	400
Owners of the parent	1,600	<b>当期純資産増減額</b>	<b>2,000</b> + XX
Minority interest	400		
	<b>2,000</b>		

いずれも、親会社に帰属する額を算定するために、少数株主に帰属分を控除する項目であり、「少数株主損益」として一括表示も考えられる。

<包括利益は財務諸表表示専門委員会でも検討するため、ここでの記載は仮案である。>  
「包括利益」を表示する場合、親会社の「当期純利益」1,000をもとに表示するためには、親会社分の「包括利益」1,600で止める方が意味もあるし簡潔でもある。  
ただし、国際的な基準(2,000)と同様にするのであればこのような表示も考えられる。

<sup>9</sup> 子会社株式売却損益も含まれる。税引後で表示される。

<sup>10</sup> 親会社分の OCI (1,600-1,000=600)。国際的な基準の場合は、企業集団の OCI (2,000-1,300=700)。



審議事項（５）

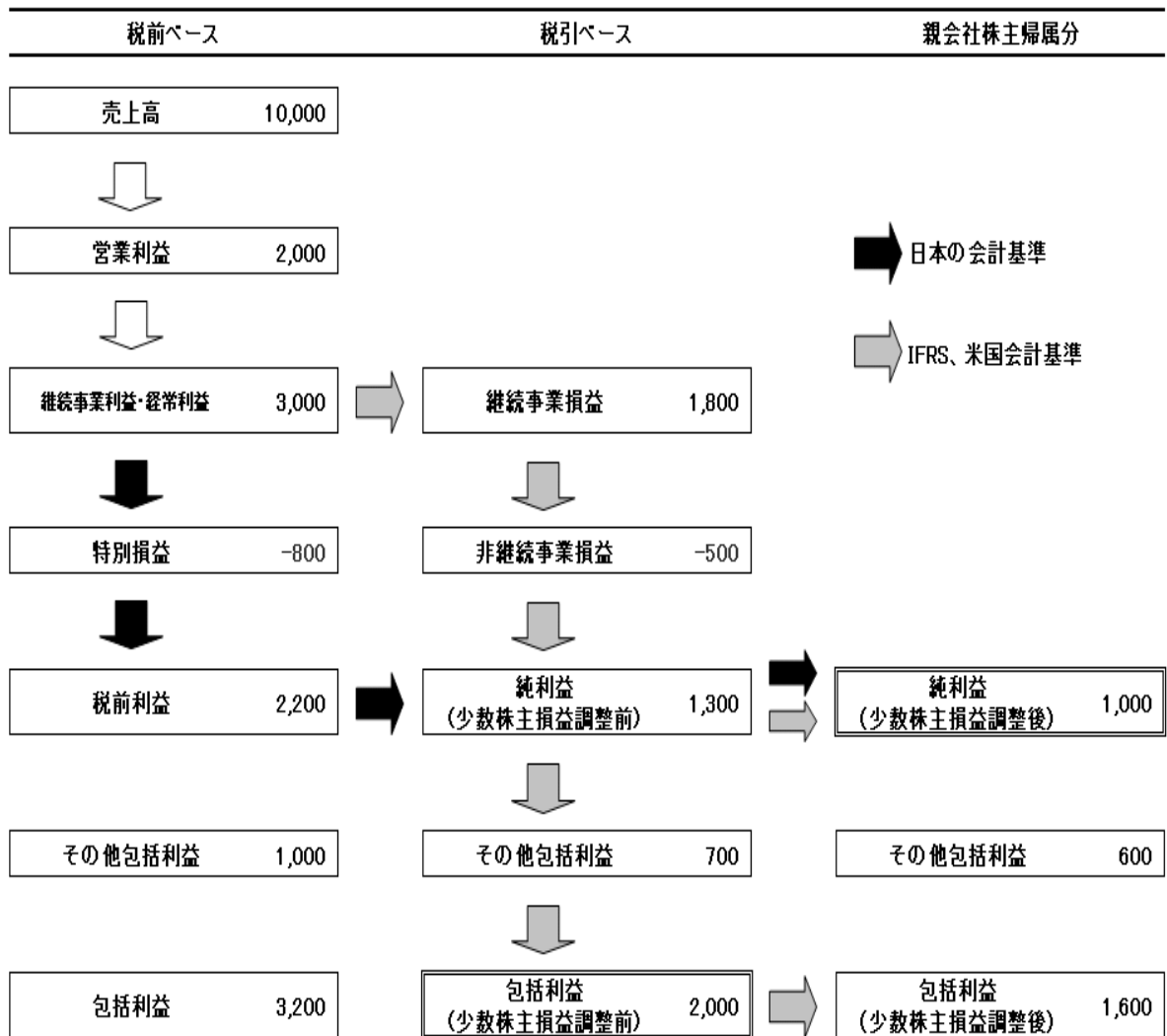
<連結株主資本等変動計算書のイメージ（IFRS/US GAAP 一部修正）>

	Common Stock	Paid-in Capital		Retained Earnings	Accumulated OCI	Minority Interest	Total
Beginning Balance	10,000	5,000		10,000	3,000	1,000	29,000
Sale of subsidiary shares to non-controlling interest		XX				600	600+XX
Net income				1,000		300	1,300
Dividends paid in common stock				(500)			(500)
Other comprehensive income, net of tax					600	100	700
Ending balance	10,000	5,000	+XX	10,500	3,600	2,000	31,100+XX

<連結株主資本等変動計算書のイメージ（日本基準案）>

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	評価・換算 差額等	少数株主 持分	合計	
前期末残高	10,000	5,000	10,000	3,000	1,000	29,000	
少数株主へ子会社 株式を一部売却					600	600	
当期純利益			1,000	+XX		1,000+XX	
剰余金の配当			(500)			(500)	
その他の項目の変 動額				600	400	1,000	
当期末残高	10,000	5,000	10,500	+XX	3,600	2,000	31,100+XX

審議事項（5）



（出所）野村証券金融経済研究所

（個別財務諸表）共通支配下の取引等の「持分変動差額<sup>11</sup>」の例示（日本基準案）

親会社の子会社を吸収合併した場合（S社は80%子会社）

合併にあたり、S社の少数株主へ時価600の株式を交付した。

P社個別B/S		S社個別B/S	
諸資産	600	諸資産	2,000
S社株式	1,400	資本金	1,000
		利益剰余金	1,000

P社の個別上の会計処理

（親会社持分80%）

諸資産	1,600	S社株式	1,400
		抱合せ株式	
		消滅差益	200

（少数株主持分20%）

諸資産	400	資本剰余金	600
-----	-----	-------	-----

**持分変動差額 200**

子会社が親会社に分割型の会社分割により事業を移転した場合（S社は80%子会社）

事業の移転において、S社の少数株主へ時価300の株式を交付した。分割に係る抱合せ株式について、S社株式700が引き換えられたとみなした。

P社個別B/S		S社個別B/S	
諸資産	600	諸資産	1,000
S社株式	1,400	資本金	1,000
		S1事業資産	1,000
		利益剰余金	1,000

P社の個別上の会計処理

（S1事業のうち親会社持分80%）

S1事業資産	800	S社株式	700
		抱合せ株式	
		消滅差益	100

（S1事業のうち少数株主持分20%）

諸資産	200	資本剰余金	300
-----	-----	-------	-----

**持分変動差額 100**

<sup>11</sup> 現行の会計処理では、共通支配下の取引における「のれん」とされる（脚注4及び7参照）。このほか、受け入れた資産及び負債の移転元の適正な帳簿価額と、対価として交付した現金等の財産の適正な帳簿価額との差額として算定される共通支配下の取引における「のれん」がある。

**【論点 2】 取得原価の算定****【論点 2-1】 取得原価の算定における基本的な考え方****検討事項**

我が国における現行の会計基準では、被取得企業又は取得した事業の取得原価は、原則として、取得の対価（支払対価）となる財の企業結合日における時価で算定するものとされ、その取得原価を、識別可能資産及び負債にその時価を基礎として配分することとされている。一方、国際的な会計基準では、識別可能資産及び負債を、取得日の公正価値により直接的に測定するものとされ、いわゆる取得原価（譲渡対価+段階取得における以前からの株式保有分+非支配持分）はのれんの測定に用いることとされている。

この両者の基本的な考え方が、会計基準の国際的なコンバージェンスの観点から整合的であるかどうかを検討する必要がある。

**現行の会計基準における取扱い**

企業結合会計基準第 23 項では、取得原価の算定の基本原則として、被取得企業又は取得した事業の取得原価は、原則として、取得の対価（支払対価）となる財の企業結合日における時価で算定するとされている。

**国際的な会計基準における取扱い**

国際財務報告基準（IFRS）第 3 号「企業結合」では、取得法を適用するにあたり、大きく分けて、取得企業の識別、取得日の決定、識別可能資産・負債及び被支配持分の認識と測定、のれん又はバーゲンパーチェス利得の認識と測定の手続が求められている。この際、①識別可能資産・負債は、原則として、取得日の公正価値で測定するものとされており（IFRS 第 3 号第 18 項）、また、②いわゆる「取得原価」は、譲渡対価の公正価値+段階取得における以前からの保有分の公正価値+非支配持分（公正価値又は純資産持分）により算定される。そして、①と②を比較することによって、のれん又はバーゲンパーチェス利得が算定される（IFRS 第 3 号第 32 項）。

**今後の方向性**

取得原価の算定に関する基本的な考え方については、いずれも企業結合日における時価（公正価値）を基礎としており、国際的な会計基準とのコンバージェンスからも、特段の見直しは必要ないと考えられるがどうか。

**【論点 2-2】条件付取得対価****検討事項**

我が国の企業結合会計基準では、条件付取得対価がある場合には、当該条件付取得対価の交付又は引き渡しが確実となるまで会計処理を行わないものとされている。一方、国際的な会計基準では、条件付取得対価は、(1)取得日の公正価値によって認識し、また、(2)取得日以後に当該公正価値の変動があった場合には一定の会計処理が必要とされている。

**現行の会計基準における取扱い**

## 1. 現行の会計基準の定め

企業結合会計基準（注2）では、条件付取得対価を「企業結合契約において定められているものであって、企業結合契約締結後の将来の特定的事象又は取引の結果に依存して、企業結合日後に追加的に交付又は引き渡される取得対価」とし、将来の業績に依存するものと特定の株式又は社債の市場価格に依存するものとに分けた上で、それぞれ次のように会計処理するものとされている（企業結合会計基準第27項）。

## (1) 将来の業績に依存する条件付取得対価

条件付取得対価の交付又は引渡しが確実となり、その時価が合理的に決定可能となった時点で、支払対価を取得原価として追加的に認識するとともに、のれん又は負ののれんを追加的に認識する。

## (2) 特定の株式又は社債の市場価格に依存する条件付取得対価

条件付取得対価の交付又は引渡しが確実となり、その時価が合理的に決定可能となった時点で、次の処理を行う。

- ① 追加で交付可能となった条件付取得対価を、その時点の時価に基づき認識する。
- ② 企業結合日現在で交付している株式又は社債をその時点の時価に修正し、当該修正により生じた社債プレミアムの減少額又はディスカウントの増加額を将来にわたって規則的に償却する。

## 2. 主な根拠

企業結合会計基準の結論の背景では、将来の業績に依存する条件付取得対価の会計処理を定めた根拠について特段の記述はされていない。また、特定の株式又は社債の市場価格に依存する条件付取得対価については、「当初合意された価額が維持される場合には、条件付取得対価の交付により取得原価を追加的に認識するのは適切ではないため」とされている。

なお、平成15年公表の「企業結合に係る会計基準」検討時における国際的な会計基準で

あった国際会計基準（IAS）第 22 号「企業結合」では、購入対価の金額に影響を及ぼす偶発事象が取得日以降に確定したことにより、その金額が支払われる可能性が高く、かつ、その金額を信頼性をもって見積もることが可能となった場合には、取得日現在の原価は修正しなければならないとされており（IAS22 第 68 項）、我が国と同様の定めとなっていた（その後公表された 2008 年改訂前 IFRS 第 3 号も、同様の定めとなっていた。）。すなわち、取得後に被取得企業の経営成績が協定水準を上回るか下回るならば、購入対価の修正を行うことが取得の条件となっている場合には、この条件付取得事象が取得日以後に確定し、その修正額を信頼性をもって見積もることができる時点で、取得企業は当該追加対価を取得日現在の原価に対する修正として処理することとされていた（IAS 第 22 号第 69 項）。また、対価として発行した株式や債券の市場価格を保証していたが、取得日以降に当該市場価格が下落したため、追加の株式又は債券を発行しなければならない場合には、取得日現在の原価は増加しないためのれん又は負のれんの修正は行わないものの、当初発行株式又は債券のプレミアムの減少又はディスカウントの増加として処理することとされていた（IAS 第 22 号第 70 項）。このような当時の国際的な会計基準における考え方も、我が国の会計基準の定めに関する 1 つの根拠になっているものと考えられる。

### 国際的な会計基準における取扱い

#### 1. 国際的な会計基準の定め

IFRS 第 3 号「企業結合」では、条件付取得対価の取扱いについて、次のように定めている。

##### (1) 取得日における認識

- ① 取得企業が被取得企業との交換に際し譲渡する対価として、条件付取得対価契約から発生する全ての資産又は負債は、取得日における公正価値で認識する（IFRS 第 3 号第 39 項）。
- ② 取得企業は、条件付取得対価を支払う債務を、IAS 第 32 号「金融商品：表示」又はその他の適用される IFRS にある持分金融商品及び金融負債の定義を基礎として、負債又は資本として分類し、ある一定の条件が満たされる場合に以前譲渡した対価の返還を受ける権利を、資産として認識する（IFRS 第 3 号第 40 項）。

##### (2) 取得日以降の取扱い

- ① 取得日時点で存在していた事実及び状況に関して、取得日以降に入手した追加的な情報の結果生じた公正価値の変動は、測定期間（企業結合に関して認識した暫定的な金額を修正することができる取得日後の期間）における修正となる（IFRS 第 3 号第 58 項前段）。
- ② 取得日以降の事象（例えば、利益目標の達成、一定の株価の到達又は研究開発プロ

ジェクトにおけるマイルストーンへの到達など）により生じた公正価値の変動は、測定期間における修正ではなく、次のとおり会計処理する（IFRS 第3号第58項後段）。

- (a) 資本に分類されている条件付取得対価  
再測定はせず、その後の決済は資本の中で会計処理する。
- (b) 資産又は負債として分類された条件付取得対価
  - (i) 金融商品であり、IAS 第39号の適用範囲内となるものは、IAS 第39号に従って公正価値測定を行う。また、その結果生じる利得又は損失については、損益計算書又はその他の包括利益計算書において認識する。
  - (ii) IAS 第39号の適用範囲内とはならないものは、IAS 第37号又は必要に応じて他のIFRSに従って会計処理する。

### 2. 主な根拠

#### (1) 条件付取得対価を取得日の公正価値で認識する主な根拠

- ・ 従来のように条件付取得対価を取得日で認識しないことは、偶発的な支払を行うという取得企業の合意がその企業結合取引における義務的な事象であるということを見做すことになる。
- ・ 条件付取得対価について信頼できる公正価値を測定することが困難であるという意見もあるが、条件付取得対価の合意は、本質的に、買手と売手との交渉の中での経済的な対価の一部である。この交渉の過程で使用される情報は、取得企業によって想定される偶発債務の公正価値の予測に役立つ。むしろ、この公正価値がゼロという方が信頼できないものであると考えられる。
- ・ 条件付取得対価となるほとんどの債務は金融商品であり、多くはデリバティブ商品である。これらの商品を幅広く利用する企業、監査人又は価値評価の専門家は、金融商品の公正価値を予測するための価値評価技法を使うことに慣れ親しんでいる。したがって、認識するために必要な信頼性も十分確保できる。

#### (2) 条件付取得対価の事後測定に関する主な根拠

- ・ 資本に分類された偶発的な支払に対応する債務を取得日後に再測定しないのは、資本を有する企業に求められる他の債務の会計処理と整合させる必要があるため。
- ・ 負債に分類されることになる条件付取得対価に対応する債務の多くは、IAS39号におけるデリバティブ商品の定義に合致する。これらの基準の範囲内にあるすべての契約は当該基準に従うこととすることで、特定の商品に関する理解可能性が向上することになり。また、デリバティブ以外の債務についても、同様に考えることが適当であるため。
- ・ 暫定的な見積もりの測定期間中の修正を除き、条件付取得対価に対応する債務の公正価値の事後の変動は、移転した対価の取得日における公正価値に影響を与えないの

は、これらの事後的な価値の変動は、むしろ、通常は結合後の事象に直接関連するものであり、また、結合後企業の状況次第で変化するものであるため。

- ・ 再測定の結果生じる利得又は損失について、損益計算書又はその他の包括利益計算書において認識することについて、偶発的な支払が必要となる特定のマイルストーンや事象が達成されなかった時に利益が計上され、逆に、それが達成されてより多くの支払を行った時に損失を認識するということは直感に反するという見方があるが、これは、取得日後における特定の資産及び負債、あるいは被取得企業の利益の価値に関する将来の変動に関連した条件付取得対価契約を考慮した結果である。

### 今後の方向性

#### **A案：「取得の対価（支払対価）」に「条件付取得対価」も含まれると考える。**

（理由）企業結合会計基準第23項は、被取得企業又は取得した事業の取得原価は、原則として、取得の対価（支払対価）となる財の企業結合日における時価で算定するとしており、国際的な会計基準と同様に、条件付取得対価の企業結合日における時価も、含まれるべきである。

#### **B案：「取得の対価（支払対価）」に「条件付取得対価」は含まれないと考える。**

（理由）条件付取得対価の「支出」は、交付又は引き渡しが確実となるまでないものとみて、企業結合会計基準第23項にいう取得の対価（支払対価）には含まれないと考える。



**【論点 2-3】 取得に要した支出額****検討事項**

我が国における現行の会計基準では、企業結合における取得に要した支出を取得原価に含めるが、国際的な会計基準では、発生時の費用とし取得価額に含めていない。

また、取得に要した支出のうち、株式交付費に相当する金額については、我が国では費用処理又は繰延資産として処理するが、国際的な会計基準では、取得に伴い増加する株主資本の額からこれを控除する。

**現行の会計基準における取扱い****1. 取扱いの概要**

我が国の会計基準においては、取得とされた企業結合に直接要した支出額のうち、取得の対価性が認められる外部のアドバイザー等に支払った特定の報酬・手数料等は取得原価に含め、それ以外の支出額は発生時の事業年度の費用として処理することとされている（「企業結合に関する会計基準」第26項）。

また、企業結合の際の株式の交付に伴い発生する費用（登録免許税、証券会社への業務委託手数料等）は、取得原価には含めず、別途、株式交付費として会計処理することとされている（「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」第49項）。一般的に株式交付費については、原則として支出時の費用として処理することとしつつも、企業規模の拡大のためにする資金調達などの財務活動（組織再編の対価として株式を交付する場合を含む）に係る株式交付については繰延資産に計上することができ、その場合には株式交付の時から3年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法により償却することを求めている（「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」3(1)）。

**2. 取得に要した支出の取扱い**

取得とされた企業結合に直接要した支出額のうち、取得の対価性が認められるものだけ取得原価に含め、それ以外の支出額は、発生時の事業年度の費用として処理することとしたのは、取得はあくまで等価交換取引であるとの考え方を重視し、取得企業が等価交換の判断要素として考慮した支出額に限って、取得原価の一部を構成するとしたことによるものである（「企業結合に関する会計基準」第94項）。

なお、このような取扱いは、金融資産（デリバティブを除く。）における付随費用の取扱い（「金融商品会計に関する実務指針」第56項）や、棚卸資産（企業会計原則第三5A）や固定資産（企業会計原則第三5D）における付随費用の考え方とも整合している。

### 3. 株式交付費の取扱い

取得に要した支出額のうち、株式の交付に伴い発生する費用は、企業結合の形態（として合併、株式交換、株式移転など株式の交付を伴う方法を選択した場合に生ずるコストであり、企業結合の取得対象に依存して発生するものではなく、企業結合の形態に依存して発生するものである。企業結合以外の局面で発生する株式交付費とその性格は同じであると考えられることから、企業結合会計基準及び事業分離等会計基準の適用指針では、株式交付費としての会計処理を求めている。

なお、株式交付費は、以下の理由により、費用処理するか又は繰延資産として計上し償却するかのいずれかによることとしている（「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」3(1)）。

- (1) 株式交付費は株主の資本取引に伴って発生するものであるが、その対価は株主に支払われるものではない。
- (2) 株式交付費は資金調達を行うため企業結合の対価というよりは、支払対価の種類に影響される財務費用としての性格が強いと考えられる。
- (3) 資金調達に要する費用を会社の業績に反映させることが投資家に有用な状況を提供することになると考えられる。

## 国際的な会計基準における取扱い

### 1. 取扱いの概要

国際的な会計基準においては、取得に要した支出のうち、負債証券や資本証券の発行費については、一般的な負債証券や資本証券の発行費と同じ会計処理を行うこととし、これ以外のアドバイザー、法律、会計、評価その他専門家の手数料やコンサルタントフィー等については、その費用の発生時又はサービスの提供を受けた時の費用とすることとしている（IFRS 第3号第53項、SFAS 第141号（R）第59項）。

### 2. 取得に要した支出の取扱い

国際的な会計基準では、取得に要した支出は、事業の売主と買主の間の公正な価値での交換の一部ではなく、むしろ、それらは、買主が受けるサービスの公正価値を得るために支払う別の取引に基づくものであるとしており、また、サービスは既に受け取られており得られた便益はすでに消費されていることから、一般的には取得日における取得者の資産を構成しないと考えている（IFRS 第3号第BC366項、SFAS 第141号第BC366項）。なお、国際会計基準第39号「金融商品：認識及び測定」では、金融資産の当初認識時において、損益計算書を通じて公正価値を測定していない場合には、公正価値たる取引価額に取得に直接帰属する取引費用を加算して測定することを求めている（IAS 第39号43項）。

### 3. 負債証券及び資本証券の発行費の取扱い

国際的な会計基準では、取得に要した支出のうち、企業結合に伴って発行する負債証券及び資本証券の発行費を、上記2. の例外的なものとして位置づけており、一般的な負債証券及び資本証券の発行費の取扱いと同じように、次の会計処理を求めている（IFRS 第3号第53項、SFAS 第141号（R）第59項）。

#### (1) 国際財務報告基準

資本証券の発行費は資本から控除し（国際会計基準（IAS）第32号「金融商品-表示」第37項）、また、負債証券については、それが公正価値で測定されていない場合には、発行費は取引価額に反映させる（IAS 第39号「金融商品-認識及び測定」第43項）。

#### (2) 米国会計基準

株式交付費に関する明示された定めはないが、SFAS 第109号「法人所得税の会計処理」で、株式交付費について資本から直接控除する方法を示唆している（SFAS 第109号第36項）。負債証券の発行費については、それが公正価値により測定する方法を選択していない場合には、繰延費用として取り扱う（APB 第21号第16項）。

なお、FASBでは、企業結合時における当該発行費は、発生時の費用と考えられているが、負債と資本のプロジェクトにおいて広範囲に問題点を解決するまでは、現在の取扱いを続けることとしている（IFRS 第3号第BC365項、SFAS 第141号（R）第BC365項）。また、2007年11月にFASBから公表された「資本の特徴を有する金融商品の予備的見解」において、発行取引に係る支出は発生時の費用とするという見解が示されている（「資本の特徴を有する金融商品の予備的見解」第30項）。

### 今後の方向性

本件については、株式交付費に相当する部分とそれ以外の取得に要した支出に分けて考えてはどうか。

#### (1) 株式交付費以外の取得に要した支出

第A案：取得原価から除外し費用とする考え方の採用を検討していく。

（理由）・実務上、簡便的である。

- ・国際的な会計基準とのコンバージェンスが図られる

第B案：取得原価に含める現在の方法を続ける。

（理由）・取得企業が等価交換の判断要素として考慮した支出額を取得原価に含める方が、取得後の投資原価の回収計算を適切に行い得る。

- ・取得価額と公正価値の関係は、公正価値測定プロジェクトでも検討されていること、

(2) 株式交付費に相当する部分

現状においては、我が国の会計基準と国際的な会計基準との間で相違はあるものの、IASBとFASBの負債と資本の区分に関する共同プロジェクトにおいて現在検討中の論点であり、予備的見解においては、資本を直接控除する方法ではなく、我が国の取扱いと同様、費用に直接対応させる案の採用が検討されている。そのため、積極的に見直しを検討することをせず、上記共同プロジェクトの進展を注視する。

【参考：取得関連原価（Acquisition-related costs）に関する IFRS 第 3 号/SFAS 第 141 号 (R) での議論】（BC 第 365 項～第 370 項）

(1) 取得関連原価を発生した期の費用とする考え方

- 取得関連原価は、当該事業に関し買手と売手が行う公正価値の交換の一部となるものではなく、買手が受けたサービスの公正価値に対して支払う、別の取引である。
- 当該原価は、外部当事者がサービスを提供するか又は取得企業の社内スタッフがサービスを提供するかに関係なく、当該サービスから受けた便益はサービスを受領した時点で費消されるため、取得日時点の取得企業の資産を表すことにならない。

(2) 取得関連原価を企業結合における事業の取得原価に含める考え方

- デュー・デリジェンスの原価を含む取得関連原価は、事業への投資には回避することができない原価である。取得企業は、企業結合後の事業活動を通してデュー・デリジェンス原価を回収しようとするのであるから、その取引原価は事業の投資総額の一部として資産化するべきである。
- 被取得企業に対して支払いたいとする金額を算定する際に、買手は取得関連原価についても検討する。
- 全ての資産の取得は、個別に取得した資産（例えば、棚卸資産や固定資産）か、事業の定義を満たす資産グループの一部として取得した資産かに関わらず、概念的には同じように会計処理しなければならない類似の取引である。